

○ 通商産業省告示 第五十九号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第二十三条第四項及び第六項の規定に基づき、がん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離を次のように定めたので、告示する。

昭和四十九年二月十六日

通商産業大臣 中曾根康弘

一 火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第二十三条第四項のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準は、次に掲げるとおりとする。

イ 防火壁は、がん具煙火貯蔵庫の外壁から二メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

ロ 防火壁は、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄板若しくは耐火性の板を鉄骨等により補強した構造のものとし、基礎を堅ろうにすること。

ハ 防火壁の高さは、がん具煙火貯蔵庫に天井を設けている場合にあつては天井から五十センチメートル以上の高さとし、その他の場合にあつては屋頂の高さ以上とすること。

ニ 防火壁の厚さは、鉄板にあつては〇・三五ミリメートル（最大貯蔵量が二トン以下のがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁にあつては、〇・二五ミリメートル）以上、その他のものにあつては三センチメートル以上とすること。

二 規則第二十三条第六項の保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。

イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離（その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水畜火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第五項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離）

ロ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離（その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第五項の規定により

保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離)

ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離